

令和4年度全国安全週間の安全パトロールを実施しました

令和4年度静岡市雇用対策協定運営協議会を開催しました

7月1日～、令和5年3月高校卒業予定者を対象とした求人票の公開が始まりました！

ハローワークを通じた障害者の就職件数が2年ぶりに増加！

静岡県の令和3年「高齢者の雇用状況」集計結果

7月は、熱中症予防対策の重点取組期間です

令和3年度における司法事件の送検状況について

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

【派遣元事業主の皆さまへ】「労使協定方式セミナー」を開催します

静岡県内の労働災害発生状況（令和4年6月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和4年5月）



さがらサンビーチ
写真提供:静岡県観光協会

令和4年度全国安全週間の安全パトロールを実施しました

静岡労働局では、全国安全週間の初日である7月1日（金）に、労働局幹部と各労働基準監督署長による合同安全パトロールを県内の東、中、西部各地区で一斉に実施しました。

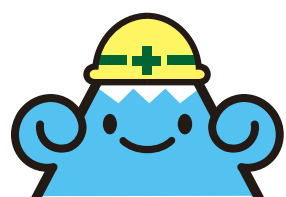
建設業での死亡災害が増加していることをふまえ、各地区の建設工事現場を対象に実施しました。

- 静岡市内 石丸局長と大川静岡署長
- 浜松市内 稲毛労働基準部長と廣瀬浜松署長
- 富士市内 野元健康安全課長と高橋富士署長

当日は、死亡災害の撲滅と熱中症予防を重点に、労働災害防止を呼びかけました。



事業者より説明を受ける石丸局長と大川署長



建設現場も働き方改革@静岡



事業者より説明を受ける稲毛部長と廣瀬署長



事業者より説明を受ける野元課長と高橋署長

令和4年度静岡市雇用対策協定運営協議会を開催しました

静岡市と静岡労働局は、令和4年4月15日付けで締結した静岡市雇用対策協定第5条に基づき、協定の規定による取組を推進し、並びに進捗状況の把握及び全体調整を行うため、静岡市雇用対策協定運営協議会を開催しました。



〈日 時〉

・5月27日（金）14:00～15:00

〈主な協議会の内容〉

- ・静岡市雇用対策協定運営協議会設置要綱（案）について
- ・令和4年度静岡市雇用対策協定に基づく事業計画（案）について

7月1日～、令和5年3月高校卒業予定者を対象とした求人票の公開が始まりました！ ～適正な募集・採用活動の実現のため、ご理解・ご協力をお願いします！～

【学卒求人説明会・名刺交換会開催実績】（令和4年度）

安定所名	学卒求人説明会		学校と企業との交流会 (名刺交換会)		
	参加事業所数	参加者数	参加事業所数	参加学校数	
西部	浜松（浜北・細江）	335	340	143	50
	掛川	110	110	96	30
	磐田	154	155	116	32
中部	静岡・清水	313	326	271	33
	焼津	181	203	141	24
	島田（榛原）	94	94	90	28
東部	沼津（御殿場）	150	150	150	35
	富士	157	157	151	27
	富士宮	75	75	68	20
	三島	83	91	57	29
	伊東	46	52	43	13
	下田	37	37	42	7
計	1,735	1,790	1,368	328	

7月から令和5年3月高校卒業予定者を対象とした求人票の公開が始まりました。求人活動スケジュールについて、昨年度から変更はありません。なお、各安定所において開催しました学卒求人説明会、名刺交換会について、学卒求人説明会は、1,735社、1,790名の方に、名刺交換会は、1,368社、328校にご参加いただきました。

求人申込みにかかる説明動画もご活用いただき、今年度も、ルールに則った適正な募集・採用活動実現について、ご理解・ご協力をお願いします。

【新規高校卒業生に対する求人活動スケジュール】

安定所において求人受理の開始	6月1日
安定所から事業所に求人票を返戻 事業所から学校に求人票提出・学校訪問開始 求人票の公開	7月1日
高校が事業所へ応募書類を提出	9月5日以降
企業による選考及び採用内定開始	9月16日以降
一人3社までの応募・推薦可能	11月1日以降
就職開始	卒業後

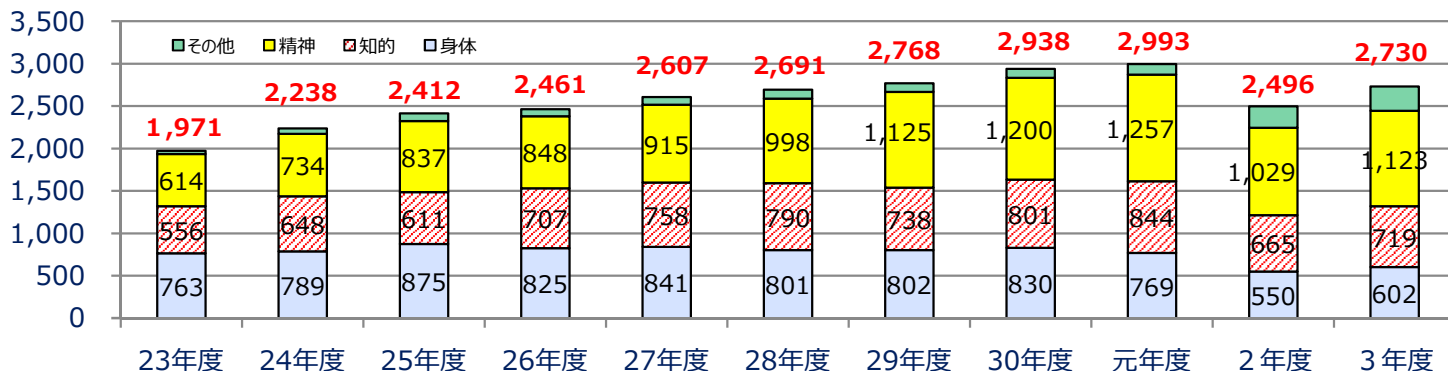
求人申込みに係る説明動画はこちら



ハローワークを通じた障害者の就職件数が2年ぶりに増加！

県内のハローワークにおける令和3年度の障害者の職業紹介状況は、新規求職申込件数6,322件（前年度比4.2%増）、就職件数は2,730件と前年度比9.4%の増加となりました。

障害別の就職件数は、身体障害者602件（前年比9.5%増）、知的障害者719件（同8.1%増）、精神障害者1,123件（同9.1%増）と全種別で増加しました。



静岡県の令和3年「高年齢者の雇用状況」集計結果（令和3年6月1日現在）

令和4年6月24日、令和3年6月1日現在の高年齢者の雇用状況（従業員21人以上の企業6,864社）を表しました。

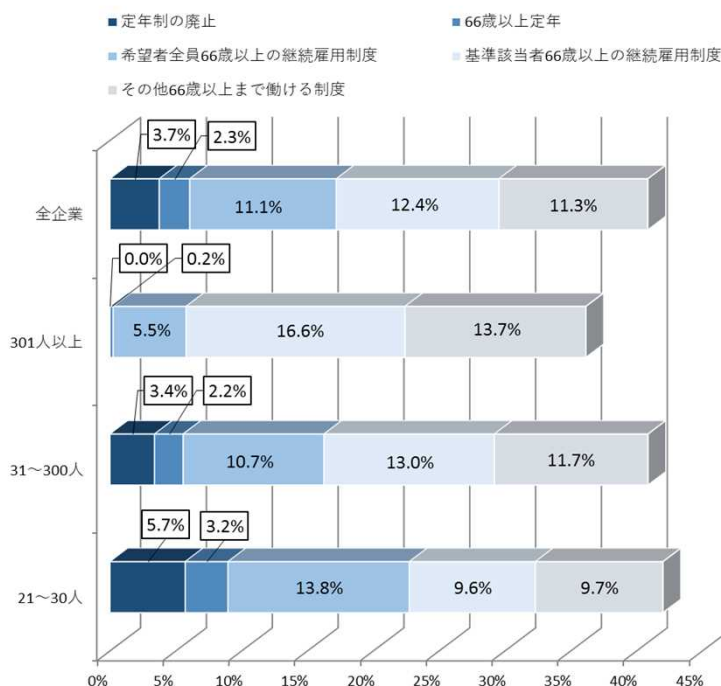
〈結果の概要〉

- ・「65歳定年」は**18.5%**
- ・法定義務を超える「定年廃止および66歳以上定年」は**6.0%**
- ・「66歳以上働ける制度のある企業」は**40.9%**
- ・「70歳以上まで働ける制度のある企業」は**38.9%**
- ・65歳までの高年齢雇用確保措置のある企業は**99.9%**

静岡労働局では少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け65歳までの雇用確保と70歳以上まで働ける就業確保など、年齢にかかわらず働き続けられる環境実現に向けて取り組んでいます。

詳細は静岡労働局HPをご覧ください。

66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

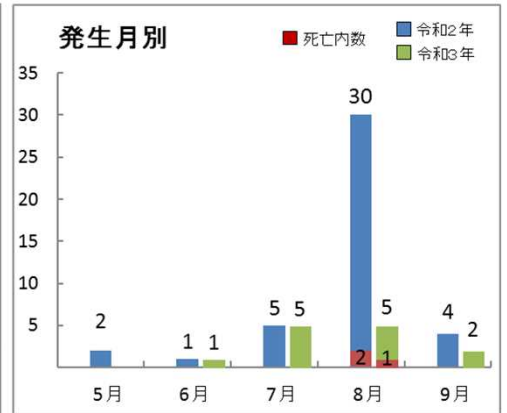
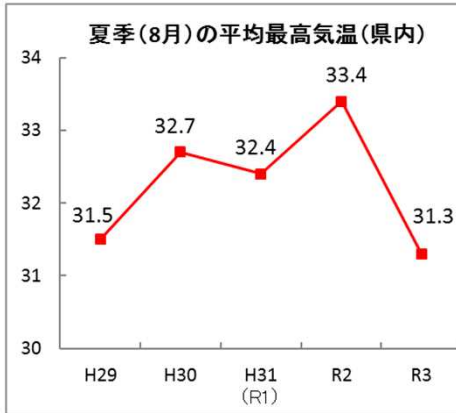
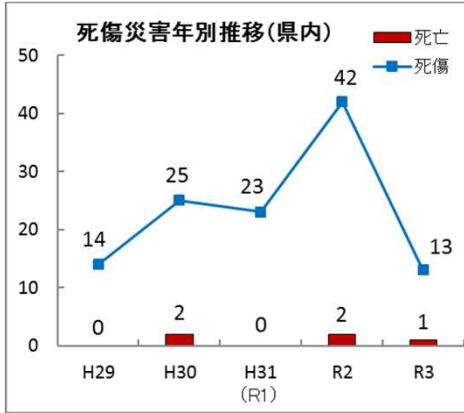


7月は、熱中症予防対策の重点取組期間です



「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が重点取組期間の7月を迎えます。
 以下のように平均最高気温が高くなると熱中症による労働災害が増加する傾向にあることが推測され、また7月以降の夏季に発生件数増加が目立っています。
 今年の夏は昨年より暑くなる可能性があるかと予想されていますので、熱中症予防対策に積極的に取組み、熱中症災害の根絶を目指しましょう。

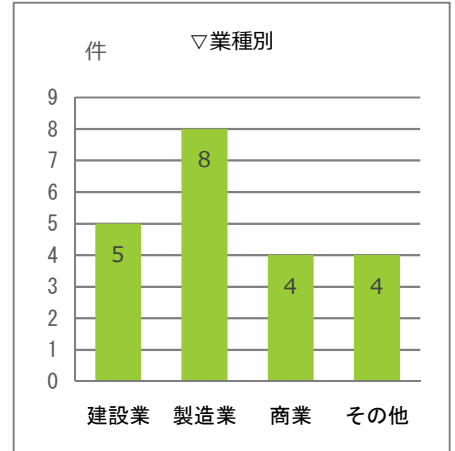
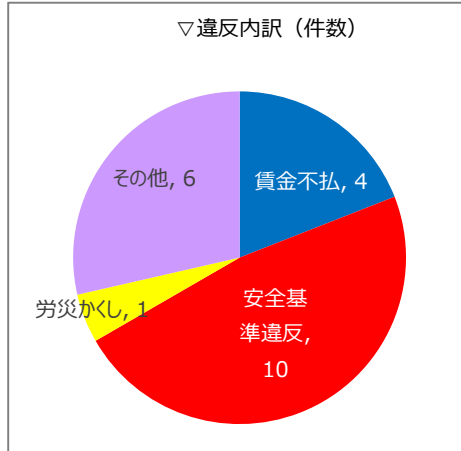
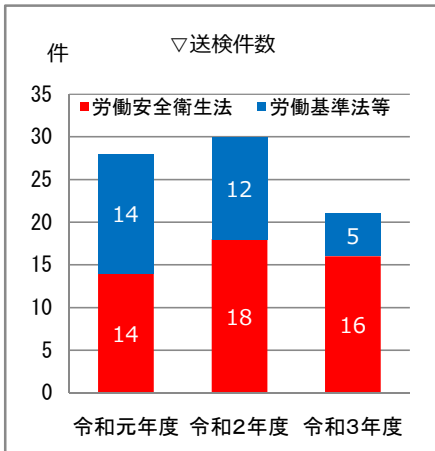
チューイカン吉



静岡労働局では、基本的な熱中症予防対策とともに、①発症時・緊急時の対応方法の整備、②暑さに体を慣らす「暑熱順化」、③「WBGT値」の実測、④マスクの着用を重点として、積極的な取組を呼びかけます。

令和3年度における司法事件の送検状況について

静岡労働局と管下7労働基準監督署における令和3年度の司法事件の送検件数は21件で、前年度より9件減少しました。違反の内訳は、定期賃金等の不払が4件、機械の安全措置等の基準違反が10件、労災かくしが1件、その他が6件でした。業種別では、製造業、建設業、商業の順になっており、この傾向は例年と変わっていません。



「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。
 （※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう

Refresh
もっと自分らしい
働き方
休み方

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
 ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

詳しくは「年次有給休暇取得促進特設サイト」
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【派遣元事業主の皆さまへ】「労使協定方式セミナー（全2回）」を開催します

静岡労働局では新型コロナの感染症拡大に配慮し、令和4年度は「Zoom（ズーム）」によるオンラインセミナーを開催します。

本セミナーでは、派遣労働者の待遇決定方式として「労使協定方式」を選択している派遣元事業所が約9割という実態を踏まえ、**第1部と第2部の全2回**で「労使協定方式」を重点的に説明します。また、行政による**指導事例及び改善方法**もご紹介します。

〈日 時〉 定員：各200名（先着順） *当日の接続は1事業所につき1台

- ・7月27日（水）10:00～11:30【第1部】
- ・7月27日（水）14:00～15:30【第2部】

〈説明内容〉

- ・【第1部】一般基本給・賞与等まで（指導事例及び改善方法を含む）
- ・【第2部】一般通勤手当・退職金・改善規定・公正評価等（指導事例等を含む）

〈申込期限〉 7月20日（水）まで

- ・申込者が定員となり次第、申込受付を終了とさせていただきます。



派遣元事業主の皆さまへ

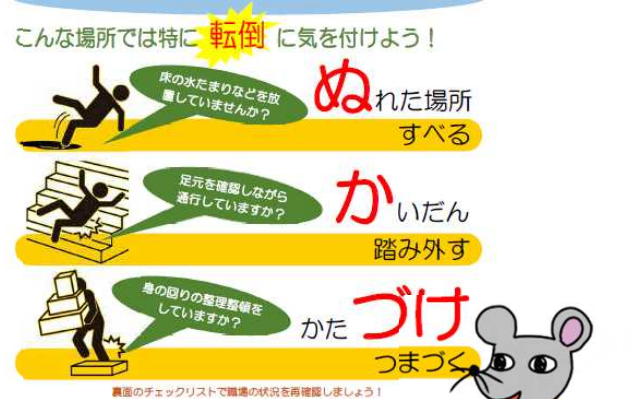
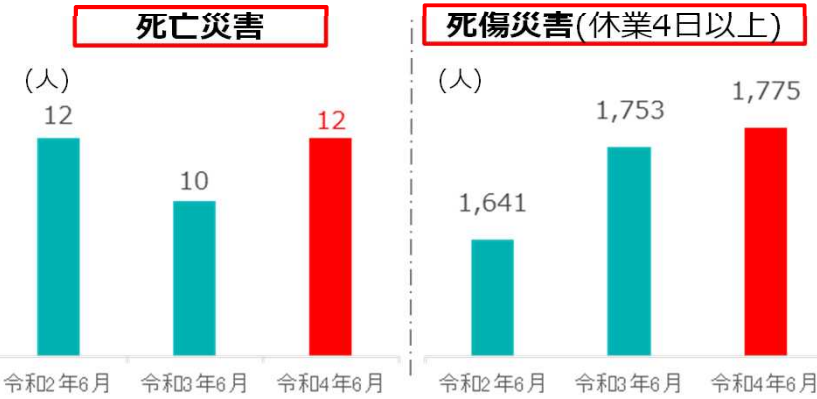
～派遣労働者の同一労働同一賃金～ **Zoom**
労使協定方式セミナー【全2回】
 「オンライン形式」で開催します！！

静岡労働局では新型コロナの感染症拡大に配慮し、令和4年度は「Zoom（ズーム）」によるオンラインセミナーを下記のとおり開催いたします。
 本セミナーでは、派遣労働者の待遇決定方式として「労使協定方式」を選択している派遣元事業所が約9割という実態を踏まえ、**第1部と第2部の全2回**で「労使協定方式」を重点的に説明いたします。また、行政による**指導事例及び改善方法**もご紹介します。

1 日 時	定員：各200名（先着順）
7月27日（水）10:00～11:30【第1部】	
7月27日（水）14:00～15:30【第2部】	
2 説明内容	
【第1部】一般基本給・賞与等（指導事例及び改善方法を含む）	
【第2部】一般通勤手当・退職金・改善規定・公正評価等（指導事例等を含む）	
3 対象事業所	
・「Zoom」によるオンライン研修が可能な派遣元事業所で、事前に裏面の参加申込書による申し込みを行った事業所。 *当日の接続台数は1事業所につき1台まで	
4 参加条件	
・「労働時間等調査オンラインサービス利用規約」に同意及び遵守いただくこと。 ・セミナー終了後のアンケート（無記入）にご協力いただけること。	
5 参加申込・申込期限	
参加申込は、裏面の「参加申込書」にご記入の上、FAXにより7月20日（水）までにご提出ください。 申込書が届き次第、貴事業所の参加日時を決定したうえ、参加するセミナー日時及び「Zoom」の使用に必要な「ミーティングID」「パスコード」「資料の掲載先」等に関する通知書をFAXにてお送りいたします。 なお、申込者が定員（各200名）となり次第、申込受付を終了させていただきます。	
（裏面「参加申込書」に続く）	
お問い合わせ先	静岡労働局職業安定部需給調整事業課 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階 電話：054（271）9980 FAX：054（271）9987

お問い合わせ先 静岡労働局職業安定部需給調整事業課 電話：054-271-9980

労働災害発生状況（令和4年6月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



令和4年6月末現在における県内の死亡災害は、12人でした。内訳は、製造業2人、建設業4人、畜産・水産業1人、商業1人、接客娯楽業2人、清掃・と畜業1人、その他事業1人となっています。前年同期に比べ2人増加となっています。死傷災害についても、1,775人で前年同期に比べ22人増加となっています。

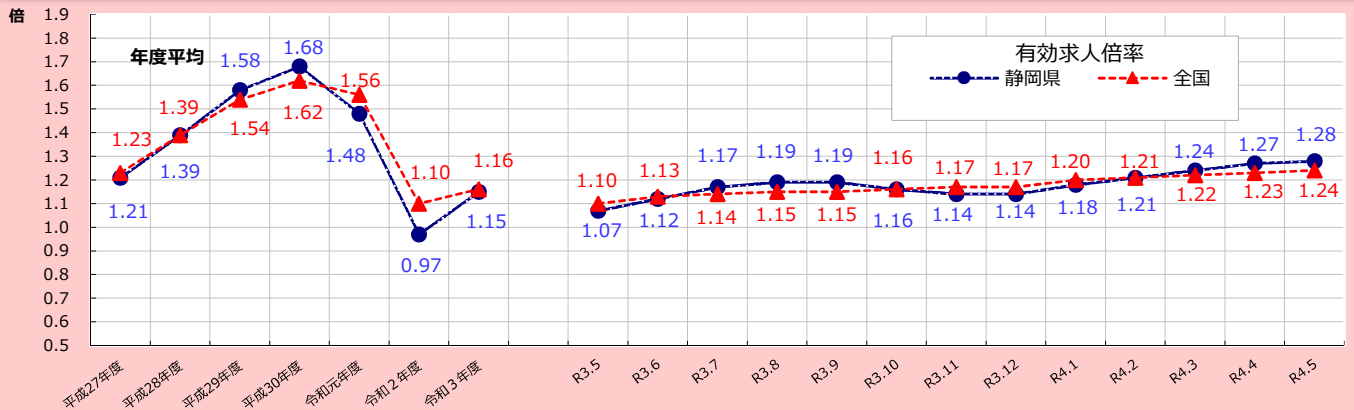
STOP！ 転倒災害 検索

静岡県有効求人倍率（令和4年5月）

〈雇用情勢の概況〉

県内の雇用情勢は、改善している。

有効求人倍率（季節調整値）は1.28倍(全国30位)となり、前月を0.01ポイント上回った。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）
 TEL <054>252-5310 FAX <054>252-8216 <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>